

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 46 年 3 月まで

昭和 46 年末に、私の父が A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、同市の担当者の説明を受けて、昭和 46 年度の国民年金保険料を同市役所で、それ以前の申立期間の国民年金保険料を金融機関でそれぞれ納付し、金額は合計で 1 万円以内だったと言っていた。その領収書は火事で焼失したが、申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 10 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父及び申立期間当時同居していた兄夫婦は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、A 市が保管する国民年金手帳記号番号払出補助簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 12 月に払い出されていることから、この時点で申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、金融機関において納付することとなるが、申立内容はこの納付方法と合致したものとなっている上、申立人の父が納付したとする金額は、納付すべき現年度保険料と過年度保険料の合計額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から45年3月まで

「ねんきん特別便」で、申立期間が未納とされていることを知った。

申立期間当時は、私は飲食店を経営していたことから、国民年金保険料を納付する余裕はあったと思うので、申立期間について、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しており、申立期間の前後において申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間後には国民年金保険料の前納や追納も行っており、納付意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 2 日から 40 年 12 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであると回答された。

しかし、私は、これまで脱退手当金を受給した記憶は無いので、納得できない。

もし、支給されているのであれば、受け取ったことが確認できる証拠書類を見せてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 1 か月後の昭和 43 年 2 月 5 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、昭和 34 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの A 社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額（2 万 8,467 円）は、法定支給額（2 万 8,600 円）と 133 円相違しているところ、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理され、未請求となっている前述の A 社に係る被保険者期間を通算して計算すると、支給額は法定支

給額と一致することから、脱退手当金の支給に係る記録管理が適正になされたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月14日から50年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を49年11月14日、資格喪失日に係る記録を50年9月1日とし、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月14日から51年10月ごろまで

私は、申立期間には、A社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち昭和49年11月14日から50年8月31日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人及び同僚の記憶から、申立人は作業員であったものとみられるところ、事業主は、作業員については、入社日に雇用保険及び厚生年金保険に加入させていたはずであり、申立人についても雇用保険にのみ加入させていたとは考え難いとしている。

さらに、申立人からA社のものとして提出された3か月分の給与明細書には、社会保険料控除額欄に厚生年金保険料額が記載されており、当該給与明細書については、事業所名の記載は無いものの、i) 申立人は「基地」と呼ばれていた海洋掘削装置において勤務していたとしているところ、「基地勤務手当」が記載されていること、ii) 記載されている厚生年金保険料控除額が、申立人と同時期に入社した同年代の同僚の昭和49年9月から50年8月

までの期間の標準報酬月額に係る厚生年金保険料控除額と一致することなどから、同社の給与明細書と推認できる。

加えて、事業主は、申立期間当時には厚生年金保険に係る届出を一切行わず、後にまとめて手続を行ったとしているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和49年10月1日から50年4月1日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した60人に関する届出について、同年10月7日付けで行っていることが確認でき、雇用保険の資格喪失に係る記録から届出時点で既に退職していたとみられる申立人については、届出漏れとなったことも考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和49年11月14日から50年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、前述の雇用保険の加入記録により、申立人のA社における被保険者資格取得日は昭和49年11月14日、資格喪失日は50年9月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する前述の給与明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人と同年代の同僚のA社における申立期間の社会保険事務所（当時）の標準報酬月額の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に関する厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の関連資料が無いことから不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に関する被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に関する届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に関する昭和49年11月から50年8月までの期間に係る厚生年金保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 58 年 12 月まで

私は、昭和 54 年 12 月ごろ、A市B支所で初めて国民年金の加入手続を行った時に、男性職員に同年 12 月から 58 年 12 月までの約 4 年分の国民年金保険料として現金で 30 万円程度を納付したことを記憶しているが、その記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 12 月ごろ、A市B支所で国民年金の加入手続を行った時に、同年 12 月から 58 年 12 月までの約 4 年分の国民年金保険料を現金で一括して納付したと述べているところ、制度上、加入手続を行った時点では、翌年度以降の期間については国民年金保険料をあらかじめ前納することはできず、その主張に不合理な点がみられる。

また、申立人の戸籍及び申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 49 年 1 月 * 日に婚姻し、厚生年金保険被保険者である夫の健康保険の被扶養者であったことが確認できる上、A市が作成した国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、59 年 1 月 25 日に国民年金に任意加入したものと記載されており、申立期間については未加入期間であったことから、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月

平成19年11月26日に妻が社会保険事務所(当時)で年金の説明を受けたところ、夫婦とも申立期間の1か月が未加入期間であることを知り、当日、妻は夫婦二人分の加入手続と同時に、取りあえず私の分だけを窓口で納付した。領収書は見当たらないが、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年11月26日に社会保険事務所の窓口で申立人の国民年金保険料を妻が納付したと述べているところ、オンライン記録によれば、申立人に係る国民年金被保険者資格取得届は、同日、社会保険事務所の閉庁後に処理されていることが確認できることから、申立人の妻の来庁時には、国民年金保険料の納付書は作成されなかったものと考えられる上、当該社会保険事務所における納付書によって同日に納付された国民年金保険料に係る現金領収控を確認しても、領収枚数、領収番号及び領収金額ともに集計表と一致し、納付者の中に申立人の氏名は無い。

また、国民年金保険料を納付書によらず現金のみで納付した場合には、国民年金保険料現金領収証書が交付されるところ、平成19年11月26日には、同領収証書は交付されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料に係る納付書は、平成19年11月26日のほかに21年6月9日及び同年8月5日にも発行されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料が19年11月26日に現金で納付されたとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年5月まで

平成3年4月にA市役所国民年金課の窓口で、担当者から、20歳を過ぎれば学生であっても国民年金保険料の納付は義務なので、さかのぼって支払うように厳しく言われた。

その後、平成3年5月8日に郵便貯金から10万円を引き出し、手持ちの現金を足して、20歳になった元年*月から3年5月までの国民年金保険料をA市の担当者が指定した口座に送金した記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年4月14日以降に払い出されたものと推認でき、この時点で申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することはできない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和63年4月から平成3年3月まで看護専門学校に在学していることから、申立期間のうち元年9月から3年3月までの期間については、国民年金の任意加入対象者となるところ、申立人及び申立人の母は任意加入の手続を行った記憶が無いとしている上、任意加入対象期間である当該期間については、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が所持する郵便貯金通帳には、平成3年5月8日に10万円を引き出した旨の記載はあるものの、申立人は、納付したとする金額を記憶していない上、当該郵便通帳以外に、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、

ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月ごろから同年 8 月 1 日まで
② 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 5 月 11 日まで
③ 昭和 51 年 5 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 5 月ごろから 49 年 5 月 10 日まで A 社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間が 48 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までしかないことに納得できない。

また、昭和 51 年 5 月 1 日から 52 年 4 月 1 日までの期間については、B 社において厚生年金保険に加入していたと思われるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、A 社に勤務していたと述べているところ、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、同社の事業主及び複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間①及び②において国民年金に加入し、これらの期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 48 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 11 月 1 日に喪失し、同年 12 月 8 日に健康保険証を返納したことが確認できる上、申立期間①及び②において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人は、B 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、B社は、昭和45年8月25日から60年2月28日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認でき、また、同社の元事業主の妻及び現在の事業主も、当時は国民年金に加入するよう従業員に勧めていたと述べている。

また、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によれば、申立人は、昭和51年5月18日から平成16年3月31日まで夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 606

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 26 日から同年 10 月 28 日まで
私は、昭和 59 年 11 月にA社を設立し、60 年 10 月 28 日まで同社の代表取締役となっていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の代表取締役を昭和 60 年 10 月 28 日に辞任したと述べているところ、同社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、同年 3 月 1 日付けで取締役及び同代表取締役を退任し、同年 3 月 28 日付けで当該登記が行われていることが確認できる。

また、A社の元取締役の一人は、「申立人は代表取締役を退任後、引継事務を行っていたが、実質的には勤務しておらず、報酬は発生していなかったと思う。」と述べている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人は、昭和 60 年 3 月 26 日に被保険者資格を喪失し、同年 3 月 30 日に健康保険証を返納した旨の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 11 月 14 日から 57 年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで
③ 平成元年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

私は、申立期間①においてはA社、申立期間②においてはB社、申立期間③においてはC社にそれぞれ勤務していたが、農林漁業団体職員共済組合の加入記録が無い。

前述の3社は、いずれもD社が運営しており、各社が発行した在職証明書等を添付するので、申立期間①、②及び③について、組合員であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された給与計算明細書、同社発行の在籍証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該給与計算明細書によれば、申立人は、申立期間に係る農林漁業団体職員共済組合の掛金を給与から控除されていないことが確認できる。

申立期間②については、D社から提出された人事発令に係る資料及びB社発行の在籍証明書により、申立人は、B社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社では、職員の農林漁業団体職員共済組合員資格の取得及び喪失の届出に係る資料を現在も保管しているものの、申立人に係る資料については確認できなかったことから、申立人を農林漁業団体職員共済組合に加入させてはいなかったと思われるとしている。

また、申立人の前任者についても、B社における農林漁業団体職員共済組

合の加入記録は無い。

申立期間③については、D社から提出された人事発令に係る資料並びにC社発行の勤務期間証明書及び労働契約書により、申立人は、C社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該労働契約書に記載された「賃金からの控除」の項目のうち、「健康保険料、農林年金掛金、雇用保険料」が二重線で抹消されていることが確認できることから、申立人は、農林漁業団体職員共済組合の掛金を給与から控除されていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る掛金の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月ごろから 32 年 2 月 15 日まで
② 昭和 36 年 5 月 13 日から 37 年 5 月 14 日まで

私は、申立期間①においてはA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、私は、昭和 36 年 4 月 11 日付けでB社に採用された旨の同社からの「試採用決定通知」を現在も保管しており、当該通知には厚生年金保険に加入する旨の記載があるので、申立期間②について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の記憶から、申立人は、昭和 31 年ごろからA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①にA社に勤務していた複数の同僚は、「当時、A社では試用期間があり、試用期間経過後に厚生年金保険に加入した。社長が従業員の経歴及び就業態度等から、厚生年金保険の加入時期を決めていたようであり、個人差があった。」と述べており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同僚は、自身が入社したとする日から 10 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社の元事業主に照会しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人から提出されたB社に係る「試採用決定通知」及び同僚の記憶により、申立人は、当時、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、「試採用決定通知」には厚生年金保険に加入する旨の記載

があるところ、B社の事業主に照会しても、同社では当時の関連資料を保管していないとしており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、複数の同僚が、「入社後すぐには厚生年金保険には加入していなかった。」と述べており、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該同僚の被保険者資格取得日は、それぞれの記憶する入社時期から一年程度後になっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月ごろから 35 年 12 月ごろまで
② 平成 3 年 12 月ごろから 5 年 3 月ごろまで
③ 平成 5 年 4 月ごろから 7 年 3 月ごろまで

申立期間①については、A 県 B 市 C 駅前の「D」と名の付く玩具工場に勤務していた。

申立期間②については、E 県 F 市の G 社に勤務し、申立期間③については、同市の H 社に勤務していた。

いずれの事業所でも、厚生年金保険に加入していたと思うので、各申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A 県 B 市 C 駅前の「D」と名の付く玩具工場に勤務していたと述べているところ、事業所記号番号払出簿によれば、当時、事業所名に「D」を含む同市内の厚生年金保険の適用事業所としては、昭和 31 年 12 月 1 日に適用事業所となった「D 社」のみであり、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立人は、申立期間①の事業主及び同僚等の氏名を記憶していない上、前述の被保険者名簿により申立期間①に D 社における被保険者記録が確認できた従業員に照会しても、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることができなかった。

さらに、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではない。

申立期間②については、G社の事業主及び同僚の記憶並びに当時の勤務内容についての申立人の主張から、申立人は、当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、G社の事業主は、「申立人を正社員として雇用したことは無く、短期の手伝いであった。」と述べており、同社で一緒に勤務していたとする同僚も、「申立人は、忙しい時だけのアルバイトだったと思う。」と述べている。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間②において国民年金に加入し、このうち平成4年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③については、H社の社会保険事務担当者及び同社の従業員の記憶から、申立人は、当時、同社の関係事業に従事していたことは推認できる。

しかしながら、H社では、「申立人は、外注先のG社の従業員であった。」と述べており、同社が保管する賃金台帳及び源泉徴収簿に申立人の氏名は無いとしている上、同社から提出された申立期間に係る年末調整一覧表にも、申立人の氏名は無い。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間③において国民年金に加入し、国民年金保険料については申請免除となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 10 月 14 日まで
② 昭和 34 年 10 月 14 日から 35 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 8 月 1 日から 38 年 12 月 28 日まで

昭和 33 年 10 月 1 日から 38 年 12 月 28 日まで、A社B営業所に勤務し、C社の乗車券及び定期券等を販売する仕事に従事し、結婚のため退職した。昭和 39 年 3 月 26 日に脱退手当金が支給決定されたということだが、その支給額 1 万 2,242 円は、夫の当時の給与額以上であることから、脱退手当金が支給されているとすれば、記憶に無いということは考えられない。調査の上、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の氏名の表記は、事業所を退職した約3か月後の昭和39年3月10日に平仮名から片仮名に訂正されており、申立期間に係る脱退手当金は同年3月26日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い当該訂正が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年3月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 30 日から 47 年 4 月 17 日まで
厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の記録がない。
私は自動車の運転免許を取得した後、すぐにA社に勤務した。私はメッキ作業のほかに、従業員の送迎をしていた。
当時の工場長は、Bと記憶している。
勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の記憶により、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の当時の工場長は、申立期間に係る同社の従業員について、グループ会社であるC社において厚生年金保険被保険者となっていた旨を述べており、申立人が記憶している同僚も、C社において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できるところ、A社及びC社の事業主並びにA社の複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、C社から提出された「失業保険被保険者名簿」によりA社において雇用保険に加入していたことが確認できた申立人を除く18人について、厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立人と同様に雇用保険にのみ加入している者が3人、雇用保険に加入してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入している者が3人みられることなどから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付している上、申立期間の一部である昭和 44 年 6 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、申立人が所持する国民年金手帳に押印されている検認印から現年度納付であったことが確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 11 日から同年 7 月ごろまで

私は、申立期間には、ボウリング場開設のため同時に採用された同僚数人と共にA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の記憶から、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、申立期間を含む昭和 56 年 8 月 1 日から 59 年 9 月 1 日まで夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

また、同僚は、申立人の勤務時間が他の正社員及びフルタイムのアルバイト従業員より短かったことを記憶しているところ、A社の本社であるB社では、ボウリング場開設のために現地で採用したアルバイトについては、本人の希望があれば、配偶者等の被扶養者となる条件を満たすよう勤務時間を調整したとしている。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。